自衛消防組織制度

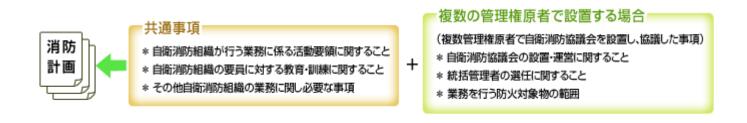
自衛消防組織は、火災及び地震等の災害時の初期活動や応急対策を円滑に行い、建築物の利用者の安全を確保するため、消防法第8条の2の5に基づき設置されるものです。

防災管理者の選任が必要な建物には自衛消防組織の設置が必要です。

自衛消防組織を設置しなければならないのは、自衛消防組織の設置を要する防火対象物の管理権原者です。1つの建築物に複数の事業所が入っている場合は、各事業所の管理権原者にも設置の義務があります。この場合は、共同して自衛消防組織を設置します。



管理権原者は、防災管理者(=防火管理者)が定めた消防計画において自衛消防業務に関する事項を定めなければなりません。そして、その事項の定めに従い、「火災の初期の段階における消火活動」「消防機関への通報」「在館者が避難する際の誘導」「火災や地震、特殊災害等の被害の軽減のために必要な業務」を行うこととされています。



自衛消防組織は、組織を統括する統括管理者及び自衛消防業務を行う自衛消防要員で構 成します。自衛消防要員は、次に示す自衛消防業務ごとにおおむね2名以上配置します。



初期消火

火災の初期の段階に おける消火活動に関す る業務



避難誘導

在館者が避難する際 の誘導に関する業務



応急救護

救出救護に関する 業務



通報連絡(情報)

情報の収集及び伝達 並びに消防用設備等 の監視に関する業務



おおむね2名以上の自衛消防要員を置く自衛消防業務

<統括管理者>

自衛消防組織の全体を統括する者で、有資格者を充てます。

統括管理者



統括管理者となる資格者

- ① 自衛消防組織の業務に関する講習(=自衛消防業務講習) を修了した者
- ② 消防職員で管理・監督的な職に1年以上あった者
- ③ 消防団員で管理・監督的な職に3年以上あった者
- ⑥ 防災センター要員講習修了者で追加講習を修了した者

どのような立場の人がなりますか?

- ア.統括防災管理者
- イ統括防火管理者
- ウ.防災管理者(=防火管理者)
- エ.防災センターの長等

防火対象物における自衛消防活動全般に 関する権限を行使できる管理的又は 監督的立場にある者を充てます。

どのような位置付けですか?

ア.防火対象物自衛消防隊長

イ.自衛消防隊長不在時の代行者兼副隊長

なお、自衛消防組織を統括する者であることから、 そのために必要な責務、役割等を消防計画等に 定める必要があります。

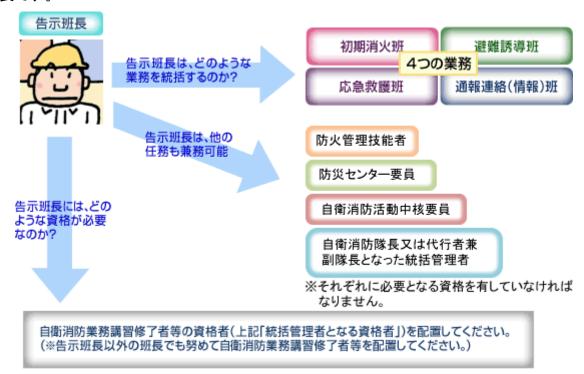
統括管理者は次の任務と兼務可能ですか?

- ア防火管理技能者
- イ.自衛消防活動中核要員 ウ.防災センター要員

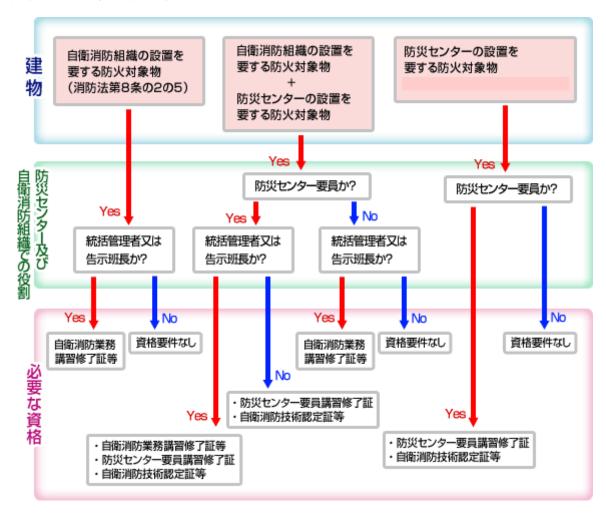
可能です。ただし、それぞれに必要となる資格を有して いなければなりません。

く告示班長>

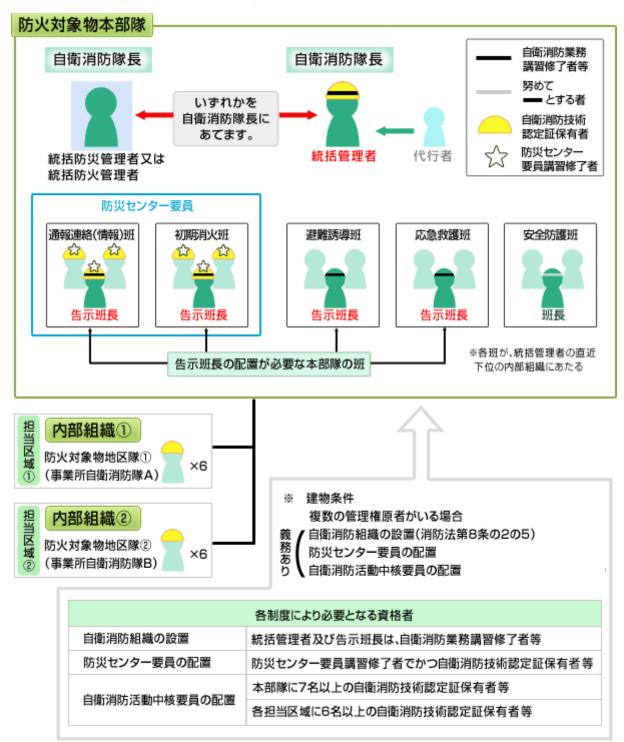
統括管理者の直近下位の初期消火班、通報連絡(情報)班、避難誘導班、応急救護班の 班長です。



<建物・自衛消防組織の役割による必要資格>



<自衛消防組織(防火対象物自衛消防隊)の基本的な編成例>



<自衛消防組織の業務に関する講習(=自衛消防業務講習)>

統括管理者の資格取得や告示班長の教育として行われる講習です。東京都で開催されている講習は次のとおりです。東京以外の地域については各消防署へお問い合わせください。

講習種別等は、次表のとおりです。東京では、社団法人東京消防設備保守協会が、従来行っていた防災センター要員講習の内容を拡大し、財団法人日本消防設備安全センターの自衛消防業務講習と併せて実施しています。修了後には、「防災センター要員講習修了証」と「自衛消防業務講習修了証」が交付されます。

講習種別		受講対象者
自衛消防業務新規講習		新たに自衛消防組織の業務に 関する講習を受講する方
自衛消防業務再講習		自衛消防業務新規(再)講習を 受講した日から5年以内ごとに 受講する方
追加講習	本講習	防災センター要員講習を最後 に受講した日から5年以内に 受講する方
	再講習	本(再)講習を受講した日から5 年以内に受講する方

	東京の講習
→	○防災センター技術講習○自衛消防業務新規講習を 併せて実施
\rightarrow	〇防災センター実務講習 〇自衛消防業務再講習 〇追加講習(本講習・再講習) を併せて実施

講習申込書

防災センター 要員講習への 申込



講習を受講

防災センター要員 講習修了証

要員 自衛消防業務 講習修了証

2種類の修了証が交付される

<自衛消防組織の設置(変更)届出>

管理権原者は、自衛消防組織を設置(又は変更)したときは、遅滞なく自衛消防組織設置 (変更)届出書を管轄消防署長に届け出なければなりません。



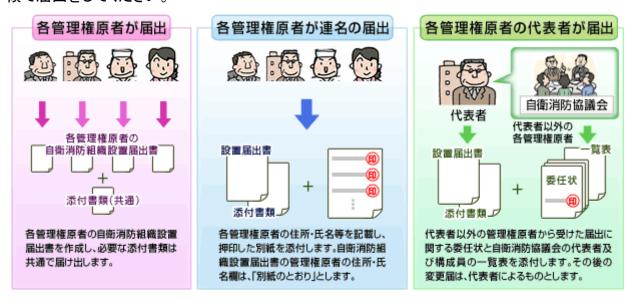
届出は、消防法施行規則に定められる「自衛消防組織設置(変更)届出書」に、必要な書類 を添付します。

添付 書 類		
1	統括管理者の資格を証する書面	
2	防火対象物自衛消防隊編成表及び任務表	
3	事業所自衛消防隊編成表及び任務表(複数管理権原者の場合)	
4	防火対象物自衛消防隊資格管理表	
5	事業所自衛消防隊資格管理表(複数管理権原者の場合)	
6	営業時間外等の防火対象物自衛消防隊編成表	
7	自衛消防協議会構成員一覧表(複数管理権原者の場合)	

自衛消防組織設置(変更)届出書の記載事項で消防計画等に具体的記載がある場合は、その記載箇所を示すことによることができます。なお、自衛消防組織(変更)届出書の記載事項で変更に該当しない事項には、変更ない旨を明記します。

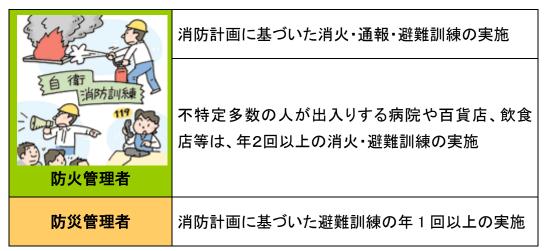


複数の管理権原者が共同して自衛消防組織を設置する場合の届出は、次のいずれかの要領で届出をしてください。



<自衛消防訓練の実施>

防災管理者(=防火管理者)には、定期的な自衛消防訓練の実施が義務付けられています。



※ 防災管理者の行う避難訓練は、地震及び特殊な災害を想定した訓練となります。

また、防災管理者(=防火管理者)の作成する消防計画の中に、自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関することを定めることが必要です。

自衛消防組織が設置される建築物は、大規模であるため、高度な自衛消防活動が要求されます。災害時の自衛消防活動において建築物の利用者の安全を確保するためにも、自衛消防組織を中心とした訓練は重要です。

訓練の実施要領

消防計画に基づき 計画を立てる

日時・場所・訓練の内容を決め、 参加者に周知します。

訓練で気がついた点について話し合い、次回の訓練に活かしましょう。 (※防災管理に係る消防計画に基づき実施した場合は、実施した訓練結果を踏まえた当該消防計画の検証及び検証の結果に基づく見直しが必要となります。)

検討会を開く

自衛消防訓練実施結果記録 書は、訓練を実施した日から 3年間保存してください。 選任 管理権原者 「防災管理者 (=防火管理者)

消防署へ連絡する

訓練

「自衛消防訓練通知書」を管轄消防署に提出してください。

自衛消防訓練実施 結果記録書の作成

訓練の実施

訓練中の事故防止に留意し、安全管理を徹底してください。

<自衛消防組織設置の流れ>





管理権原者

消防計画に、自衛消防組織の業務に 関する事項を定めさせます。



防災管理者(=防火管理者)

消防計画を作成(変更)し、届出します。

管理権原者が自衛消防 組織を設置します。

複数の事業所で自衛消防 組織を設置する場合



訓練等を通じ自衛消防活動内容等を見直し、 改善することが必要です。 (消防計画へのPDCAサイクルの導入)



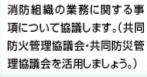
設置

消防計画に 反映させます。



自衛消防協議会

自衛消防協議会を設け、自衛 消防組織の業務に関する事 項について協議します。(共同 防火管理協議会·共同防災管



単独又は共同して自衛消防組織を設置 したら、自衛消防組織設置(変更)届出書 を記載して下さい。



記載した自衛消防組織 設置(変更)届出書を管 轄消防署に届出して下 さい。



